



平成16年7月23日

陳 述 書

東京地方裁判所八王子支部民事第3部1A係 御中

住所 東京都芝浦4丁目10番3号

沖電気工業株式会社内

氏名 毛利部 信幸 

1. 身上等

私は、昭和57年4月1日、沖電気工業株式会社（以下「当社」といいます。）に入社しました。

現在の職制は部門長職にあります。

入社以来、主に人事・総務系の部署に配属されています。

現在の業務内容としましては、金融ソリューションカンパニーの総務部長として、当該カンパニーにおける人事、労務、庶務、固定資産管理などの業務を統括し担当しています。

また、当社株主総会に際しては、平成14年度（第78回）及び同15年度（第79回）の何れの時も、総会当日議場内における警備班の責任者を務めております。

私は何れの総会の日も、午前7時30分には出社し、警備人員等の出欠の確認、班における準備事項の確認その他の準備をしながら、午前8時30分には議場内で株主の入場等に備えて待機していました。議場内においては、責任者として議場全体を見渡せて適切な監督ができるよう配慮して、議長席からみて左手の壁際の前の方（別紙議場内図A地点）に位置していました。

それから、議場内の警備に関しましては、更に当社は警備を専門に扱って



いる株式会社ライジングサンセキュリティーサービス（以下、「ライジングサン」といいます。）と契約して、その警備員を上記のいずれの総会におきましても総会当日派遣して貰って適切に、警備に手落ちがないように気配りを尽しています。

2. 第78回定時総会について

(1) 開会前

総会開始10時ごろだったと思いますが、総会の開会を宣告する直前に、松野株主が突然立ち上がり、大声で田中株主を昨年の株主総会で退場させたことに対して抗議する旨の発言を始めました。そして、その発言に合流するように、田中株主も加わって、大声で騒ぎ始めました。その状況の中に田中株主のグループの三好株主や上田株主も席から立ち上がって騒ぎ出しました。そこで私と議場内の警備員らは松野株主らそれぞれに対して着席して発言をやめるように何度も注意しました。しかし、松野株主らは、その指示に従わないものですから、株主総会の事務局長である澤井総務部長も総会の運営を妨害せず静粛にして着席するように何度も松野株主らの騒ぎを制止しましたが、聞き入れずに継続し続けました。そのために、議場内は騒然とした状態になってしまいました。特に田中株主は自分らの言動に酔ったかのように興奮している様子で、事務局長がこれ以上総会の開催を妨害すると退場してもらう旨の警告を発しました。すると、松野株主は自らの騒ぎを止め、田中株主にも自制を求め、ようやくのこと騒ぎは収まりました。結局、松野・田中株主らの騒ぎで株主総会は定刻より約5分程遅れて開会することができました。

(2) 田中株主の退場

11時45分頃、指名を受けて田中株主が質問を始めました。田中株主は、議長席からみて一番右側のブロックの前から4列目の真中（別紙議場内図①）に座っていましたが、議長から発言を許可され、マイクを渡されると、席

から離れて、真中のブロックとの間の通路（議場内図B地点）に出てきまして質問を始めました。

まず初めに、職場に人権侵害があるというものでしたが、その質問途中で三好株主が席を立て、会社が総会議場で行っているビデオ撮影をやめさせるように要求しました。すると、別の株主はやはり席から立上って今度は自分が行うビデオ撮影を許可するように発言しました。議長はいずれも田中株主の発言中であり、議事運営の妨害となる行為であるので、着席するように注意して着席させました。

その間も田中株主は第2、第3の発言を続けましたが、いずれも会議の目的事項外の質問だったものですから、議長は目的事項に属する質問をするように再三忠告しました。ところが、田中株主はその忠告を無視して議長に背を向けて話を続けました。この行為に対して議長は、質問は議長席に向かってするのが当然のことですから、議長に向かってするように注意しました。ところが、田中株主は、議長に向かって質問する法的な根拠は何だなどと嘯いて、聞き入れず、質問というより演説をするような話をし続けました。

議長は田中株主に質問がないのであれば、マイクを返してもらおうと注意すると、今度はようやく議長の方を向いて、話し始めました。一つ目に総会開催期日を集中日に開催しないというもの、二つ目は招集通知を2ヵ月、3ヵ月前に出せというもの、最後は議事録の閲覧者にはコピーを渡せというものでした。その上、質問に対する回答を求めるというものではなく、3問全部について賛否の議決権個数を明らかにして採決するように要求するというものでした。

これらの発言が終わって田中株主が席に戻り着席し、マイクを議場内係りに渡したのは、発言の指名を受けてからほぼ10分経過していたと思います。

議長は、これらの質問及び採決の要求については採決の必要はないとして、質問として取扱い回答を行いました。ところが田中株主は、議長の回答が終



了しているのに、席から立ち上がり、採決を求めその要求を再三に亘って執拗に求め、止めようとしませんでした。近くにいた警備員が着席するように求めましたが、聞き入れませんでした。議長は、議事進行の上から次の株主から質問を受けることとし、質問を求める次の株主を指名しました。指名を受けた株主がマイクを受け取り発言を始めましたが、田中株主はその質問を遮るように大声で自分が求める採決を要求し続けました。このときには、松野株主、三好株主も席を立て、口々に大声で田中株主に同調して怒鳴り声を上げるものですから、議場内は騒然とした雰囲気になりました。このため、指名を受けた株主は質問ができなくなり、議事が停止してしまいました。

議長は議場の秩序の維持と議事の進行上支障があるとの観点から、これ以上続けると、退場してもらう旨の警告を行いましたが、やはり田中株主は採決の要求を執拗に繰り返しやめませんでした。そこで、議長はやむなく田中株主に対して退場命令を発しました。

そこで、私も議場内警備係の責任者として、定位置である壁際（議場内図A地点）から田中株主のいる近く（議場内図B地点）まで行きまして、退場に立ち会いました。そして責任者として田中株主が議場から退場するまでの間、常に田中株主の間近にいて、警備員が田中株主を退場させる様子を監督しました。

田中株主には近くにいた警備員が退場するように求めましたが、全く聞き入れないばかりか、かえって発言を繰り返し続けるものですから、更に2人の警備員が加わり、田中株主をはさむような形で、議場内から連れ出すことになりました。しかし、田中株主は横を向いて足をふんばって動かないように抵抗しました。そこで、警備員の何人かが田中株主の後ろに廻り後ろから胴体を抱きかかえるようにして、出入り口まで通じる横の通路（議場内図C地点）まで出しました。田中株主は紙を右手に持って上に掲げていましたが、それが何であるか私にはわかりませんでした。この時には、田中株主のグル



ープの松野株主，三好株主，上田株主も席を立て，暴力行為など行っていないのに，暴力はやめろと口々に大声で叫びながら，田中株主の所に近寄ろうとするものですから，別の警備員がそれぞれの株主を制止するのに苦労しました。

横の通路（議場内図C地点）に出てからも，田中株主は退場を拒んで踏ん張ろうとしますので，警備員が後ろから両脇に手を入れて，体を抱えるようにして，ようやく出入り口近くまで押していきました。出入り口に近づくと，田中株主は向きをかえて議場内にとどまろうとしましたので，今度は一人の警備員が右手で田中株主の右腰の部分を押すようにして，退場させました。田中株主が退場したとき，会場の外に，同時に松野株主，上田株主も一緒に出て行きました。

私は田中株主が出入り口から出て退場経路から会場玄関のドアの方に行くのを見守りました。退場経路は総会議場の出入り口を出てすぐ右に曲がりますので，その曲がる所まで見守った訳です。田中株主は出入り口を出てからはがんばるといった様子もなく曲り角を右折していきました。

前にも述べましたように私は議場内の警備の責任者ですからもう一度言いますが，警備員らの誰もが田中株主を退場させるに当たり，暴力をふるったり，腕をねじり上げたりすることはありませんでした。ですから当たり前のことですが，田中株主が退場に際して痛いとか，怪我をしたということ言うこと等全くありませんでした。警備を依頼しましたライジングサンの警備員も私たち会社の警備員も一番注意していたことは株主を退場させるについて暴力行為を行わないということでした。

（３） 上田株主の退場

12時35分頃，上田株主が質問を開始しました。上田株主は，議長からみて一番右側のブロックの横の通路より後ろの3列の1列目の右端（議場内図②）に座っていましたが，議長から発言の指名を受けて，マイクを渡され

ると、田中株主の場合とは違い、席を立って、その場で質問を始めました。

質問事項は、会社の格付けの低下について、次に1000億円の損失の責任について、更に八王子工場門前の田中株主の退去について、最後に人権の問題についての4つでした。そして、質問が終わると上田株主は着席しマイクを場内係りに返しました。

議長は、3番目と4番目の2つの質問は会議の目的事項外であることを指摘し、1番目と2番目の2つの質問に対し回答しました。ところが上田株主は、議長が回答を終えているにもかかわらず納得せずに、席から立ち上がり、目的事項外の質問である人権の問題に回答するように大声で求め、その求めを執拗に繰り返しました。上田株主は大声で商法に詳しい弁護士が答えるべきだと言ったと要求を繰り返し、議長が着席するように求め注意しているにもかかわらず、その注意を無視し聞き入れませんでした。近くにいた警備員が着席するように求めましたが、着席することもなく回答を求め続けました。

議長は、議事進行の必要上、次の株主から質問を受けることとし、次の株主を指名し、指名を受けた株主がマイクを受け取り、発言し始めましたが、上田株主はその質問を遮り大声で回答を要求し続けました。このため、指名を受けた株主の質問ができず議事進行が妨害されただけでなく議場の秩序を乱されてしまいました。

そこで、議長はこれ以上上田株主が要求を続けると、退場してもらおう旨の警告を行いました。このときには、隣に座っていた三好株主も席を立って、上田株主と交々大声で回答するように怒鳴っていました。それに更に田中株主のグループの株主らも加勢して大声を出すものですから、その声が飛び交い、議場内は騒然としました。そこで、議長はやむなく退場命令を発するにいたりました。

私は議場内警備の責任者として、田中株主退場の時と同様に、上田株主のいるすぐ近く（議場内㊦C地点）まで行きまして、退場に立ち会い監督しま



した。

上田株主には私が直接退場するように促しましたが、頭から聞き入れる様子はありませんでした。そしてその姿勢を変わず議長に向かって大声で要求し続けていました。そこで、2人の警備員らが上田株主の両脇からはさむように付いて、押し出すようにしました。さらに3人目の警備員は後ろに倒れないように上田株主の背中の方に回り、3人の警備員で押し出すような形で議場内から退場してもらいました。この間、三好株主は席を離れ上田株主の所に来て、株主の権利を侵害するなど叫びながら、上田株主の左手を上着の上から掴んで引っ張り、議場内に引き戻そうとしました。しかし、三好株主は警備員らに制止され引き戻すことはできませんでした。

私は上田株主が総会議場出入り口から退場させられて退場経路を右に曲り、玄関のドアの方に付添われるような格好で歩いていくのを見てました。そうしましたら、退場経路内では上田株主は警備員らと争う様子もなく曲り角を右折して行きました。

以上のとおりですから、田中株主の退場の場合と同様に、上田株主を退場させるに当たり、警備員らが、暴力をふるったり、腕をねじり上げたりすること等全くありませんでした。前記しましたとおりの事実経緯でありますから、お判り戴いたと思いますが、暴力行為等全くなく、況や上田株主退場の際に上田株主の上着を掴むとか、引っ張ったりすることなどもなく退場させています。

敢えて申し上げますと、むしろ、上着を掴んだり、引っ張ったりしたのは田中株主のグループの三好株主の方です。つまり、三好株主は押し出される上田株主を総会議場に引戻そうと思ったためか上着を掴んで引っ張っていたからです。

以上

